

飯能市立地適正化計画

届出の手引き

目次

1. 立地適正化計画と届出制度について.....	1
2. 居住誘導に係る届出について.....	2
3. 都市機能誘導に係る届出について.....	8
4. 届出の書式.....	19

飯 能 市

令和8年4月

1

立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、人口減少や少子高齢化、自然災害の頻発化・激甚化などの社会変化に対応し、持続可能で暮らしやすいまちを構築していくための計画です。

この計画には、緩やかに居住を誘導していく居住誘導区域や、医療や商業などの都市機能を適正に配置しようとする都市機能誘導区域などが定められています。

(2) 立地適正化計画に基づく届出とは

立地適正化計画の公表に伴い、下記の行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法に基づき、**着手の30日前までに市長への届出が必要**となります。また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

①居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為

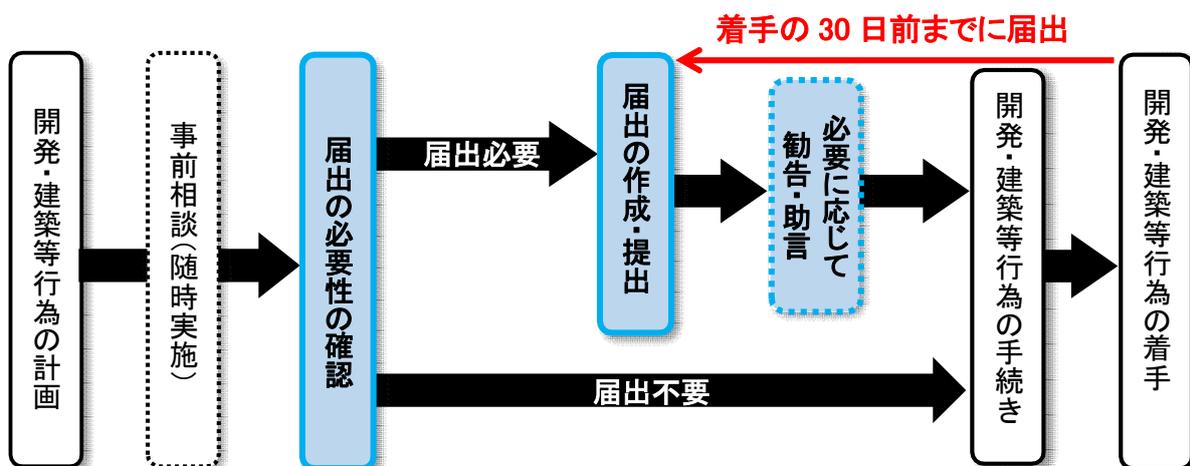
②都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や建築等行為

③都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止

- ・上記の行為が住宅や誘導施設の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行うことがあります。
- ・立地適正化計画に基づく届出は、「居住誘導区域外における住宅開発の動向」、「都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向」を把握するとともに、誘導区域内への立地促進を行う機会として運用するものです。

(3) 届出の流れ

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、**行為に着手する日の30日前までに**、届出に必要な書類を作成し、都市計画課へ提出してください。



2 居住誘導に係る届出について

(1) 届出の概要

◆届出制の目的

届出制は、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

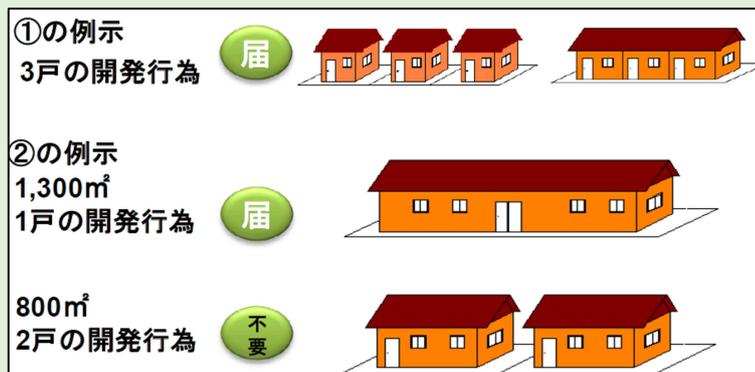
◆届出の対象となる行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられています。

○開発行為

①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為

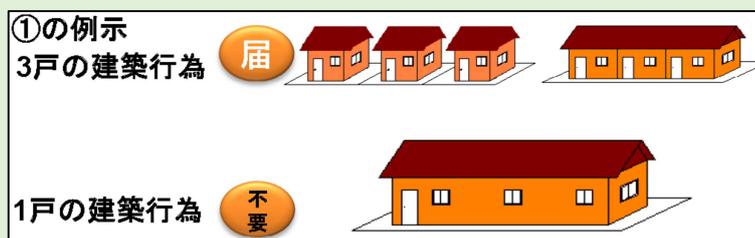
②1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地面積規模が1,000㎡以上のもの



○建築等行為

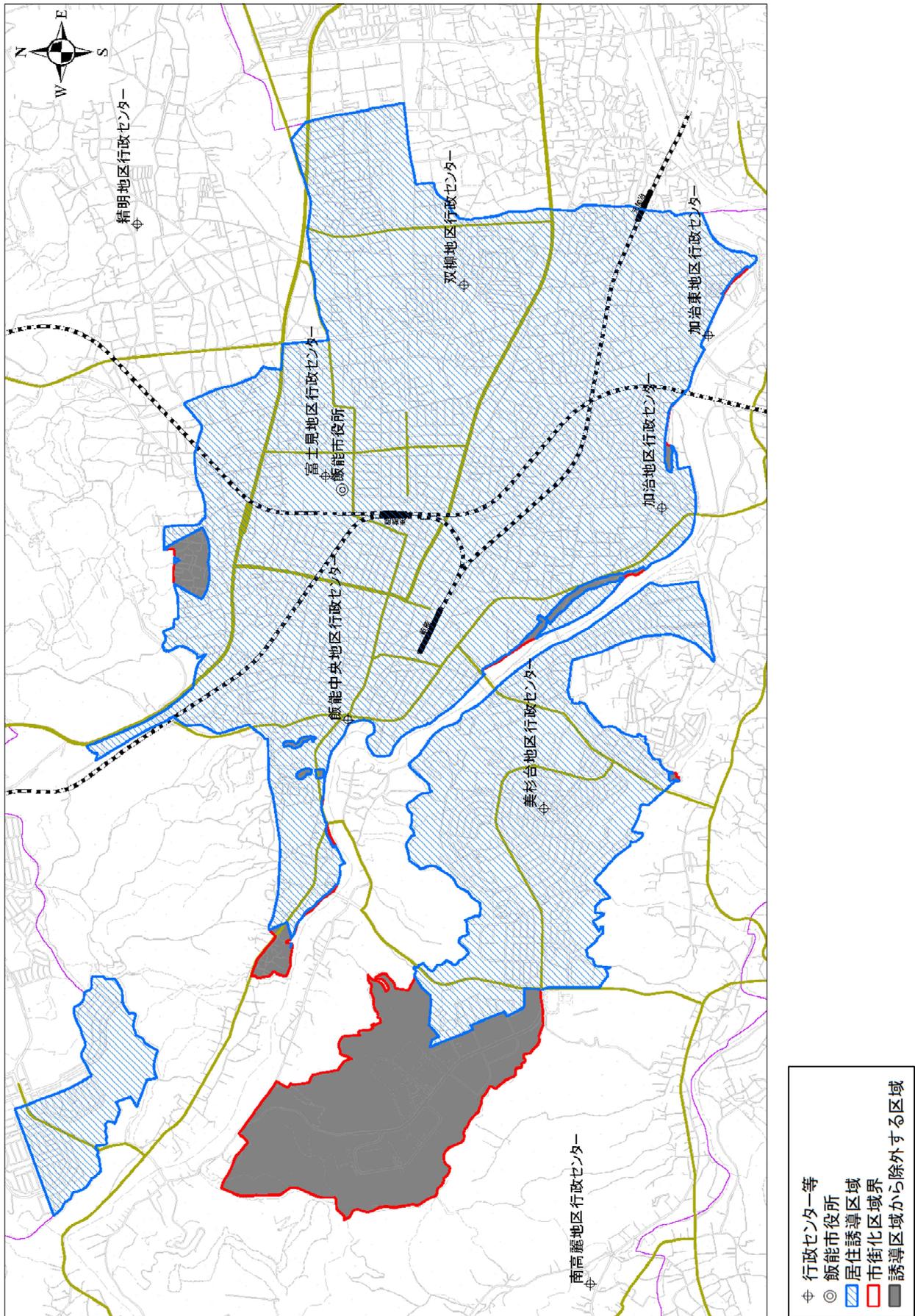
①3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

(2) 居住誘導区域



(3) 届出の期日・提出先・部数

開発行為・建築等行為に着手する **30 日前**までに**都市計画課へ 2 部**提出してください。

(4) 届出に必要な書類

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添えて提出してください。

開発行為の場合(☞記入例 P5)

◆ 届出書 …… 様式第 10

◆ 添付図書

- ①位置図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ②設計図(土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面(求積図等)

建築等行為の場合(☞記入例 P6)

◆ 届出書 …… 様式第 11

◆ 添付図書

- ①配置図(敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上)
- ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面(位置図、求積図等)

上記 2 つの届出内容を変更する場合(☞記入例 P7)

◆ 届出書 …… 様式第 12

◆ 添付図書

上記のそれぞれの場合と同様

※各届出手続を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。

(5) その他の事項

- ◆届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆居住誘導区域外での開発行為及び建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

(6) 様式記入例

様式第 10 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号〇年 〇月 〇日

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

(宛先) 飯能市長

届出者 住所 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	飯能市大字▲▲〇〇番〇
	2 開発区域の面積	〇, 〇〇〇 m ²
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	元号〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	元号〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	【住宅用区画数】 〇〇区画 【住宅戸数】 〇戸

※届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付図書】

- ・位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { <input checked="" type="checkbox"/> 住宅等の新築 } ← 該当箇所に✓を追加 { <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。 { <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } 元号○年○月○日 ← 届出日を記入 (宛先) 飯能市長 届出者 住所 ○○市○○町○丁目○番○号 氏名 ○○○株式会社 代表取締役○○○○ 連絡先 ○○○○-○○-○○○○	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	【所在・地番】 飯能市大字▲▲○○番○ 【地目】 宅地 【面積】 ○○㎡ 該当する以下の用途を記載 ・一戸建ての住宅 ・兼用住宅 ・長屋 ・共同住宅
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (○戸) ←
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	【着手予定年月日】 元号○年○月○日 【完了予定年月日】 元号○年○月○日

※届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付図書】

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

行為の変更届出書

(宛先) 飯能市長

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

元号〇年〇月〇日

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇(株)代表取締役〇〇〇〇
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは
第 11 の届出日を記入

1 当初の届出年月日

元号〇年〇月〇日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	〇〇㎡	△△㎡
住宅用区画数の変更	〇〇区画	△△区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号〇年〇月〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付図書】

《開発行為の場合》

- ・位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

《建築等行為の場合》

- ・配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上)
- ・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (位置図、求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

3 都市機能誘導に係る届出について

(1) 届出の概要

◆届出制の目的

届出制は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

◆届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市町村長への届出が義務付けられています。

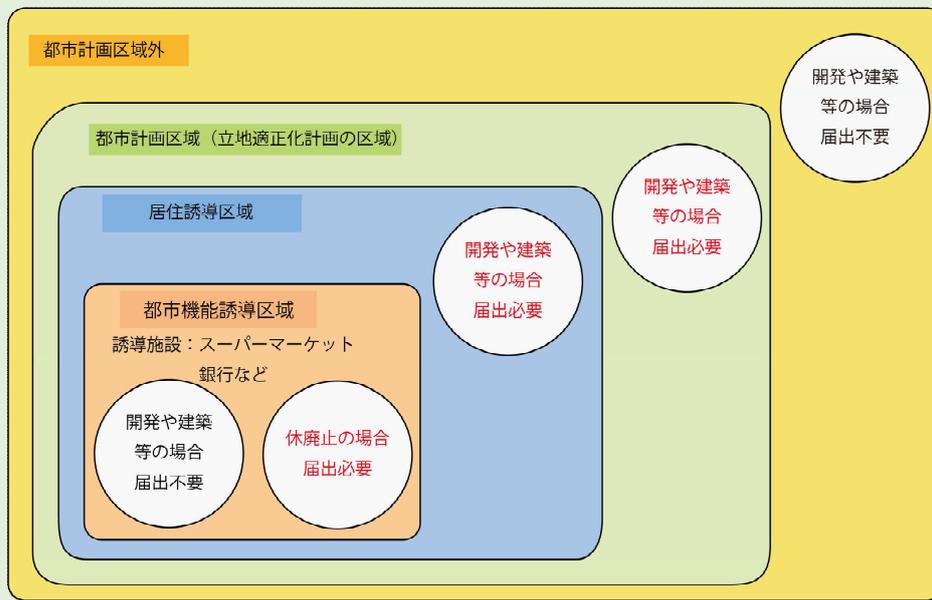
○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合、原則として市町村長への届出が義務付けられています。



出典:改正都市再生特別措置法等について(国土交通省)

(2) 誘導施設

都市機能	都市機能誘導区域	飯能駅・東飯能駅周辺区域	山手町周辺区域	市役所周辺区域	元加治駅周辺区域	双柳東部周辺区域
	誘導施設					
1.行政機能	市役所本庁舎			○		
	国・県の行政施設			○		
	市民活動センター	○				
2.社会福祉・子育て機能	総合福祉センター			○		
	保健センター			○		
	地域包括支援センター	○				
	子育て総合センター		○			
	放課後児童クラブ		○			
3.商業機能	大規模小売店舗	○			●	○
	スーパーマーケット	●			●	●
	ドラッグストア	○			●	○
	コンビニエンスストア	○	●	○	●	○
4.医療機能	病院	○				
	診療所	○			●	○
5.金融機能	銀行、信用金庫、郵便局	○		○	○	●
6.教育・文化機能	小学校		○			
	教育センター			○		
	図書館		○			
	博物館		○			

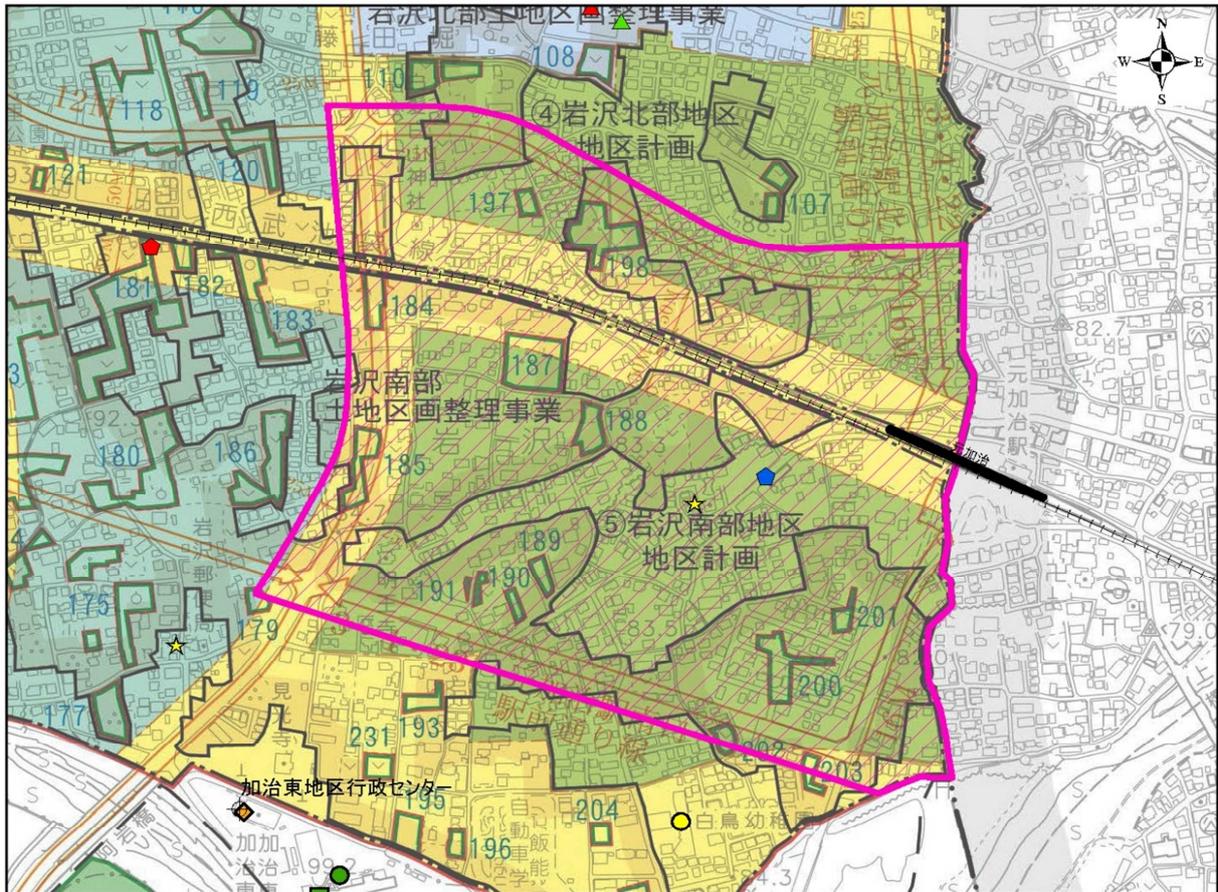
○ 都市機能誘導区域内に既に立地しており、維持・充実を図る施設

● 都市機能誘導区域内に立地しておらず、今後誘導を図る施設

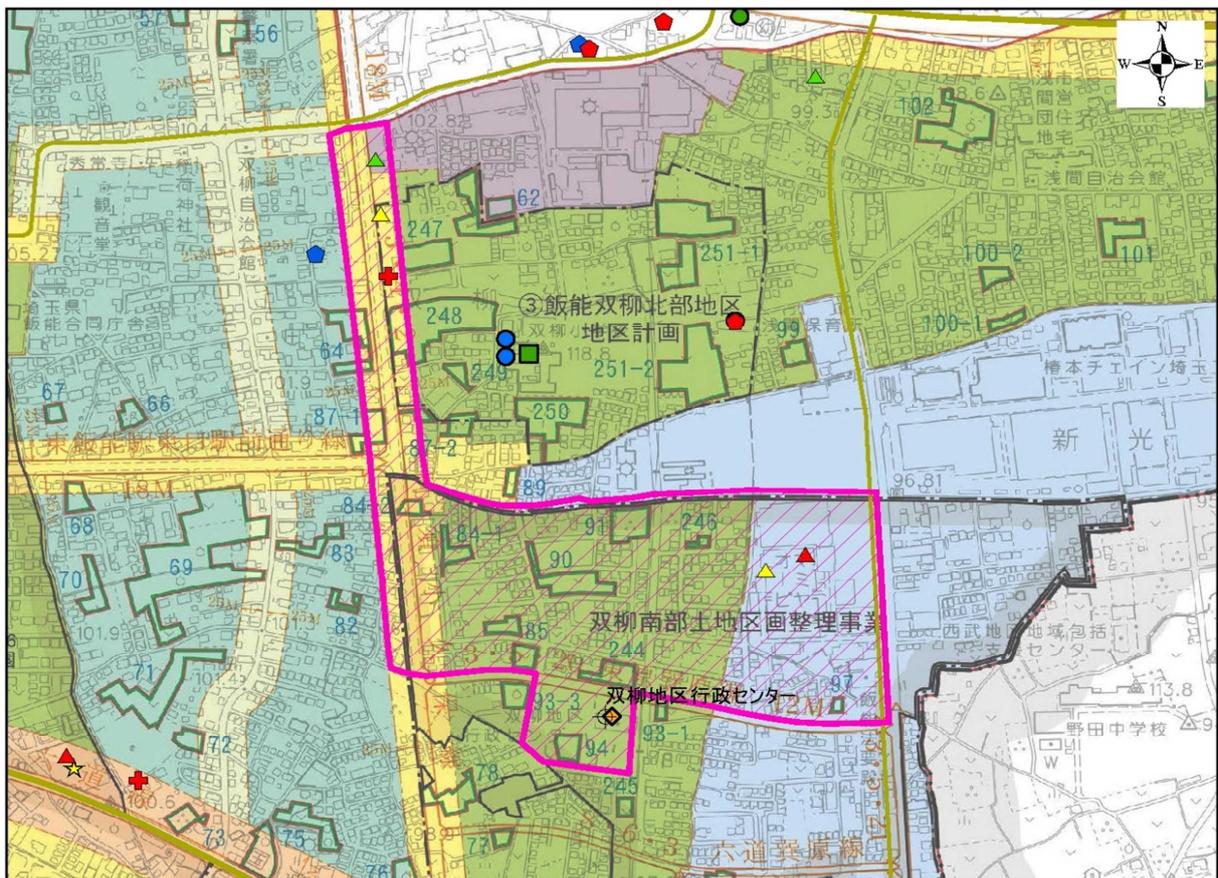
届出対象となる誘導施設

施設		詳細
行政機能	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に定める施設
	国・県の行政施設	国、地方公共団体が設置する行政施設
	市民活動センター	飯能市市民活動センター条例に定める施設
社会福祉・子育て機能	総合福祉センター	飯能市総合福祉センター条例に定める施設
	保健センター	飯能市保健センター設置規則に定める施設
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める施設
	子育て総合センター	飯能市子育て総合センター設置規則に定める施設
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める事業を行う施設
商業機能	大規模小売店舗	建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗
	スーパーマーケット	売場面積250㎡以上で、生鮮食料品等を取り扱う施設
	ドラッグストア	売場面積250㎡以上で、主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品等を取り扱う事業所
	コンビニエンスストア	飲食料品や日用雑貨などを取り扱う商業施設で、売場面積30㎡～250㎡かつ営業時間が1日14時間以上の販売店
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に基づく病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に基づく診療所(入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設)
金融機能	銀行	銀行法第2条第1項に基づく施設
	信用金庫	信用金庫法第4条に規定する免許を受けて事業を行う施設
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める施設
教育・文化機能	小学校	学校教育法第1条に定める小学校
	教育センター	飯能市教育センター設置及び管理条例に定める施設
	図書館	飯能市図書館条例に定める飯能市立図書館
	博物館	飯能市立博物館条例に定める施設

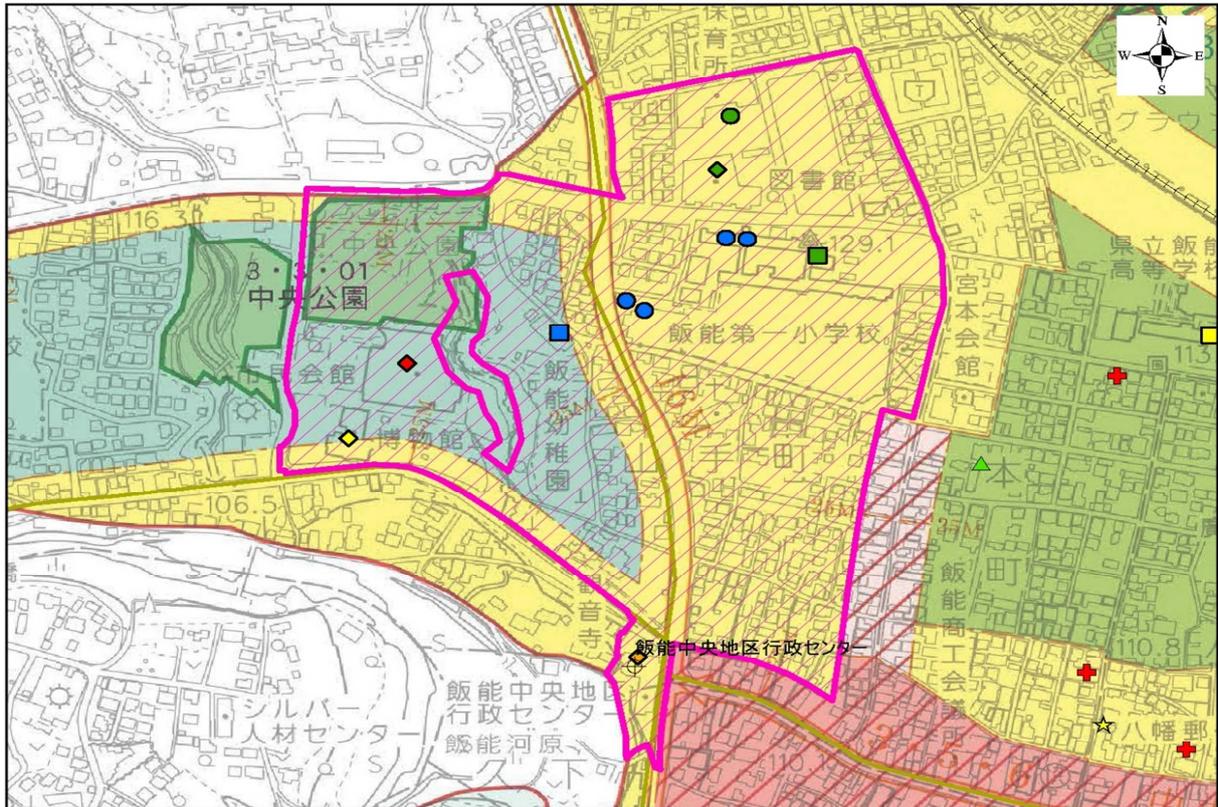
■元加治駅周辺区域



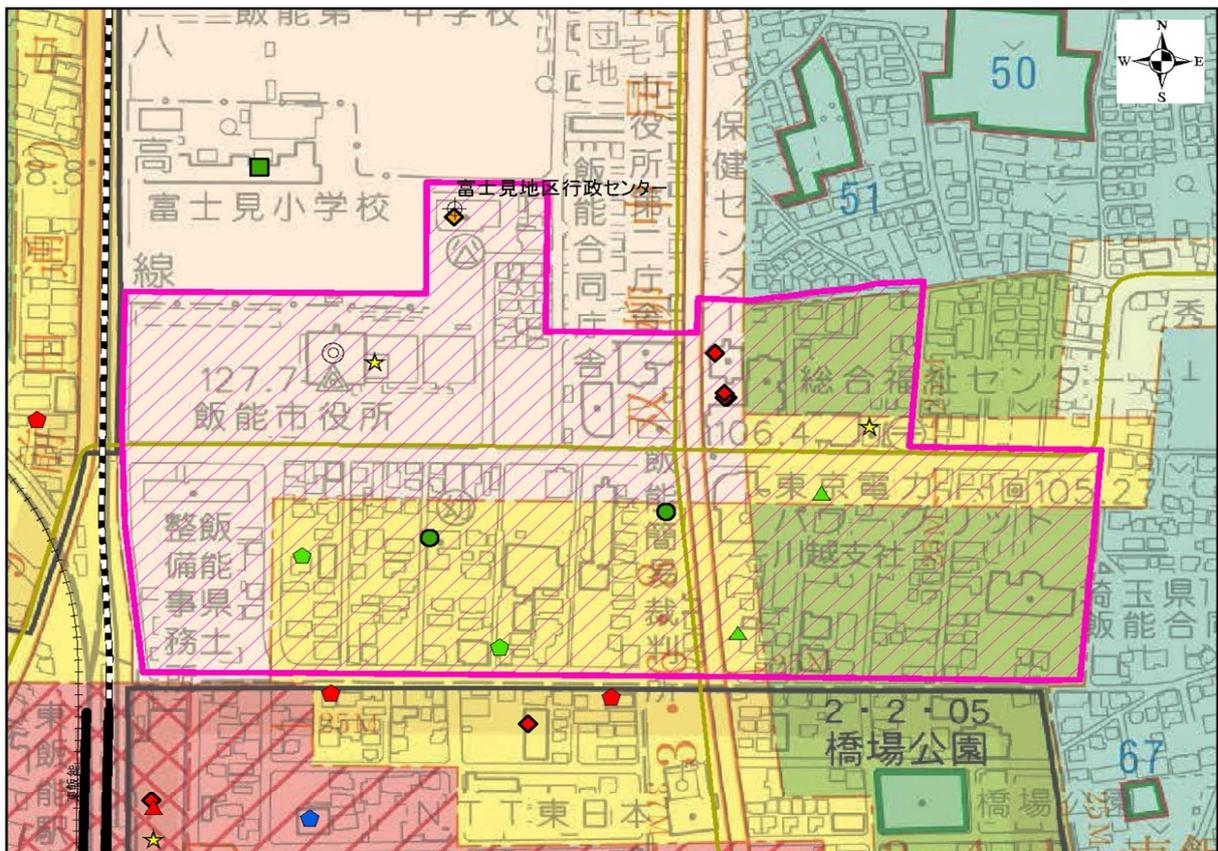
■双柳東部周辺区域



■ 山手町周辺区域



■ 市役所周辺区域



(4) 届出の期日・提出先・部数

開発行為・建築等行為の着手、または施設の休止・廃止の **30 日前**までに**都市計画課へ2部**提出してください。

(5) 届出に必要な書類

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添えて提出してください。

開発行為の場合(☞記入例 P15)

◆ 届出書 …… 様式第 18

◆ 添付図書

- ①位置図(当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ②設計図(土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面(求積図等)

建築等行為の場合(☞記入例 P16)

◆ 届出書 …… 様式第 19

◆ 添付図書

- ①配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上)
- ②建築物の二面以上の立面図及び各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- ③その他参考となる事項を記載した図面(位置図、求積図等)

上記 2 つの届出内容を変更する場合

◆ 届出書 …… 様式第 20(☞記入例 P17)

◆ 添付図書

上記のそれぞれの場合と同様

休止または廃止の場合(☞記入例 P18)

◆ 届出書 …… 様式第 21

◆ 添付図書

原則不要

※各届出手続を代理人に委任する場合には、委任状を添付してください。

(6) その他の事項

- ◆届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 108 条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- ◆新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条の2第2項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

(7) 様式記入例

様式第 18 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号〇年〇月〇日
(宛先) 飯能市長

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	飯能市大字▲▲〇〇番〇
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇㎡
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	元号〇年 〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	元号〇年 〇月〇日
	6 その他必要な事項	【建築物等名称】 〇〇スーパー〇〇店 【延べ床面積】 〇〇㎡

開発行為における工事着手届の工事着手年月日を記入

※届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付図書】

- ・位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図 (土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図面 (求積図等)
- ・委任状 (代理人が届出を行う場合)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

← 該当箇所に ✓ を追加

について、下記により届け出ます。

元号〇年 〇月 〇日 ← 届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

(宛先) 飯能市長

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	【所在・地番】 飯能市大字▲▲〇〇番〇 【地目】 宅地 【面積】 〇〇〇㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	【建築物等名称】 〇〇スーパー 〇〇店 【建築物全体の延べ床面積】 〇〇㎡ 【誘導施設の延べ床面積】 〇〇㎡ 【着手予定年月日】 元号〇年〇月〇日 【完了予定年月日】 元号〇年〇月〇日

※届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付図書】

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

（宛先）飯能市長

行為の変更届出書

届出日を記入
（行為着手の 30 日前まで）

元号〇年〇月〇日

届出者住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 18 もしくは
第 19 の届出日を記入

1 当初の届出年月日

元号〇年〇月〇日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	〇,〇〇〇m ²	△,△△△m ²

3 変更部分に係る行為の着手予定日

元号〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

元号〇年〇月〇日

※ 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付図書】

《開発行為の場合》

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上）
- ・設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

《建築等行為の場合》

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上）
- ・建築物の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等）
- ・委任状（代理人が届出を行う場合）

誘導施設の休廃止届出書

元号〇年〇月〇日

届出日を記入
(休廃止の 30 日前まで)

(宛先) 飯能市長

届出者住所〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇
連絡先〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

休止または廃止のどちらかに〇をつける

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

【名称】〇〇銀行

【用途】銀行

【所在地】飯能市大字▲▲〇〇番〇

2 休止（廃止）しようとする年月日

元号〇年〇月〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例) ・コンビニエンスストア
・事務所

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例) ・元号〇年〇月〇日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

※ 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

4 届出の書式

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 飯能市長

届出者 住所
氏名
連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) (担当者連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類 各 1 部)

- 1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (現況図) 【縮尺 1,000 分の 1 以上】
- 2) 設計図 (土地利用計画図) 【縮尺 100 分の 1 以上】
- 3) その他参考となるべき事項を記載した図書 (案内図、公図の写し、委任状など)

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table border="0"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="vertical-align: middle;"> <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </td> <td style="vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">について、下記により届け出ます。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 飯能市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 連絡先</p>		{	<input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出ます。
{	<input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為	}	について、下記により届け出ます。		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積					
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途					
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途					
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸数) (担当者連絡先)				

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類 各 1 部)

- 1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (現況図) 【縮尺 1,000 分の 1 以上】
- 2) 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図) 【縮尺 100 分の 1 以上】
- 3) 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 【縮尺 50 分の 1 以上】
- 4) その他参考となるべき事項を記載した図書 (案内図、公図の写し、委任状など)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 飯能市長

届出者 住所
氏名
連絡先

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

添付書類 各 1 部

- ・開発行為の場合 : 様式第 10 と同様
- ・建築等行為の場合 : 様式第 11 と同様

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 飯能市長

届出者 住所
氏名
連絡先

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(担当者連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類 各 1 部)

- 1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (現況図) 【縮尺 1,000 分の 1 以上】
- 2) 設計図 (土地利用計画図) 【縮尺 100 分の 1 以上】
- 3) その他参考となるべき事項を記載した図書 (案内図、公図の写し、委任状など)

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> <input type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 飯能市長</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名 連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (担当者連絡先)

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類 各 1 部)

- 1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (現況図) 【縮尺 1,000 分の 1 以上】
- 2) 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (配置図) 【縮尺 100 分の 1 以上】
- 3) 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 【縮尺 50 分の 1 以上】
- 4) その他参考となるべき事項を記載した図書 (案内図、公図の写し、委任状など)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 飯能市長

届出者 住所
氏名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

添付書類 各 1 部

- ・開発行為の場合 : 様式第 18 と同様
- ・建築等行為の場合 : 様式第 19 と同様

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 飯能市長

届出者 住所
氏名
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の (休止・廃止) について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止 (廃止) しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

添付書類 1 部

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (現況図) 【縮尺 1,000 分の 1 以上】

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

**飯能市立地適正化計画に関する
届出制度の手引き**

令和8(2026)年4月

発行:飯能市 都市計画課

〒357-8501

埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

TEL:042(973)2111 (代表)